

「指定居宅サービス」重要事項説明書

短期入所生活介護

在宅複合型施設「グリーンヴィレッジ古座川」は短期入所生活介護事業所として介護保険の指定を受けています。

(和歌山県指定 第3072500196号)

当事業者は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会
- (2) 法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
- (3) 電話番号 0735-72-3355 FAX0735-72-3356
- (4) 代表者氏名 理事長 切土 桂
- (5) 設立年月日 昭和58年8月26日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨コンクリート造陸屋根2階建
- (2) 建物の延べ床面積 1178.10㎡
- (3) 施設の周辺環境 緑に囲まれた自然の中に在宅福祉の拠点である在宅複合型施設「グリーンヴィレッジ古座川」があります。併設施設として介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム古座川園」、介護老人保健施設「あじさい苑」、認知症対応型共同生活介護グループホーム「もみの樹」、「高瀬会デイサービスセンター」等があり、近くに若者広場や町営のテニスコートも設営されており、いつも明るい若い人達の声が聞こえてきます

事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所 令和2年4月1日指定(更新)
指定介護予防短期入所生活介護事業所 令和2年4月1日指定(更新)
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します

- (3) 施設の名称 在宅複合型施設「グリーンヴィレッジ古座川」短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬406番地
JR古座駅より車で約8分
- (5) 電話番号 0735-72-0611 (FAX: 0735-72-0631)
- (6) 管理者 切士 桂
- (7) 運営方針 ご利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の提供、その他必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことによりご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者ごとの家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかります
- (8) サービス開始年月日 平成12年4月1日

(9) 事業者が行っている他の事業

施設及び事業所名	住 所	電話及びFAX
介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 「古座川園」	和歌山県東牟婁郡 古座川町高瀬353番地	0735-72-3355 0735-72-3356
同上 短期入所生活介護	同上	同上
介護老人保健施設 「あじさい苑」	和歌山県東牟婁郡 古座川町高瀬415番地	0735-72-6100 0735-72-0500
同上 短期入所療養介護	同上	同上
同上 通所リハビリテーション	同上	同上
高瀬会訪問介護ステーション	和歌山県東牟婁郡 古座川町高瀬406番地	0735-72-0611 0735-72-0631
認知症対応型共同生活介護グループホーム 「もみの樹」	和歌山県東牟婁郡 古座川町高瀬423-2番地	0735-72-3322 0735-72-3277
高瀬会訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡 古座川町高瀬406番地	0735-72-0611 0735-72-0631
古座川町高齢者生活福祉センター 「ささゆり」	和歌山県東牟婁郡 古座川町下露598番地	0735-77-0222 0735-77-0221

(10) 通常の事業の実施地域

古座川町、串本町、那智勝浦町、太地町

(11) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

受付時間 月～金 8：30～17：30

(12) 利用定員 25名

(13) 居室等の概要

サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、多床室（相部屋）、個室などですが、多床室と個室の滞在費用は異なります。尚、利用される居室については居室の空き状況により入所時に決定していただきます

居室・設備の種類	室数	備考
個室	7室	面積一人あたり 12.0㎡
3人部屋	1室	面積一人あたり 8.3㎡
4人部屋	5室	面積一人あたり 8.7㎡
合計	13室	
食堂兼機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	静養室

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により決定します

☆居室等に関する特記事項

：すべての居室には、冷暖房完備・スプリンクラー・専用タンス・床頭台等を設置しています。また、個々のカーテンでプライバシーを守っています

☆各階には洋式トイレ及び身体障害者用トイレを設置していますが、ご契約者の心身の状況により居室でのポータブルトイレを使用していただく場合もあります

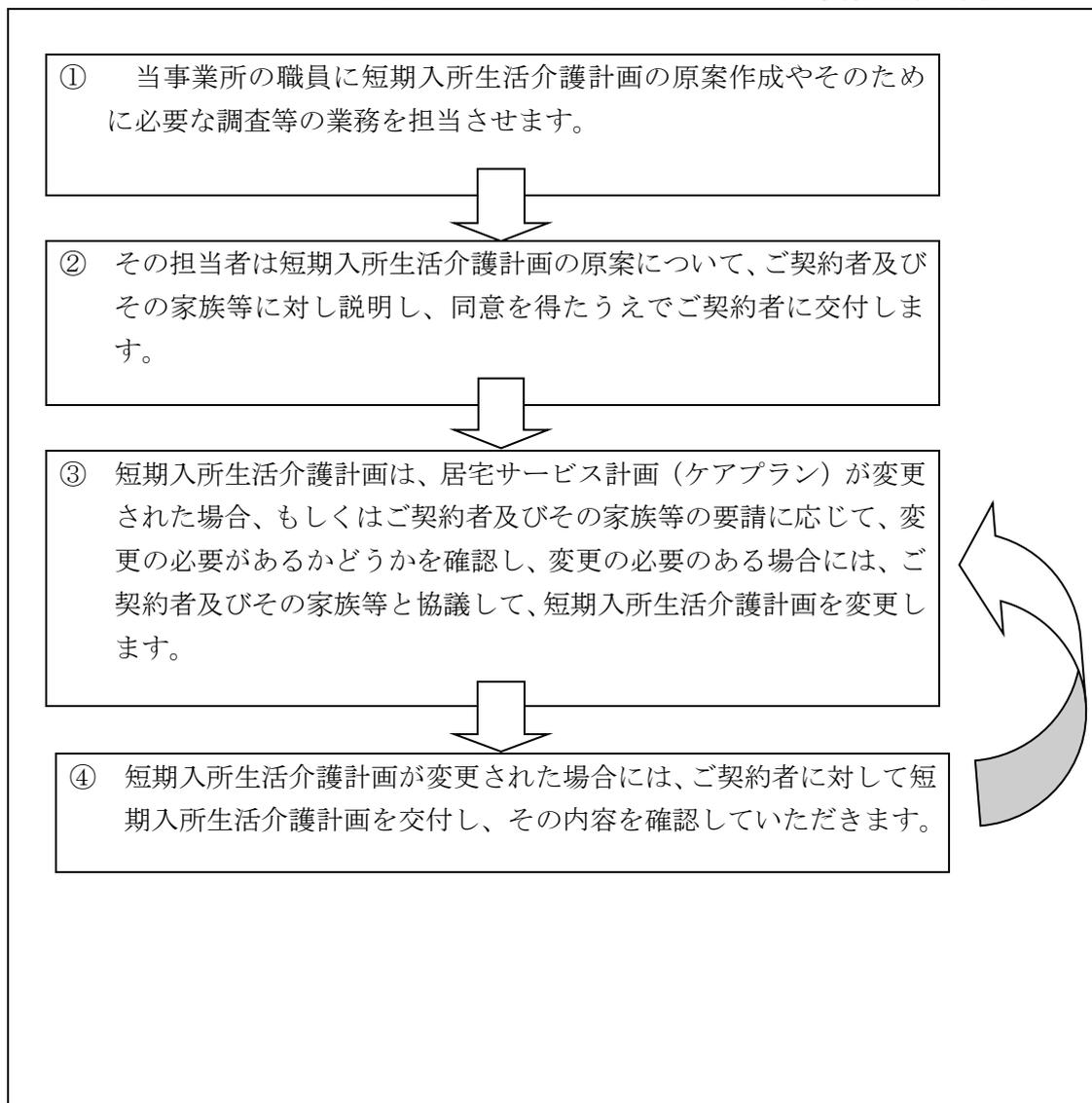
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して頂きます。

必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介など必要な支援を行います。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)



☆要支援と認定された場合は、本契約は終了しますが、本事業所の介護予防短期入所生活介護サービスが介護予防サービス計画に位置づけられた場合には、料金やサービス内容についてご説明し、同意をいただけた場合には介護予防短期入所生活介護サービスの提供について改めて契約を締結します。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員配置【定数】
1. 管理者	1名（兼務）
2. 医師	1名（兼務）
3. 生活相談員	1名（専従）
4. 介護職員	9名（専従）
5. 看護職員	1名（専従） 1名（兼務）
6. 機能訓練指導員	1名（兼務）
7. 栄養士	1名（兼務）

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週木曜日 10:30～11:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝： 6:30～15:30 1名 日中： 10:00～19:00 2名 夜間： 17:00～10:00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8:30～17:30 1名（日曜日を除く）
4. 機能訓練指導員	看護職員が兼務します

〈 職務内容 〉

医師・・・・・・・・・・ご契約者に対して健康管理及び生活上の指導を行います。

生活相談員・・・・・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員・・・・・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員・・・・・・・・ご契約者の健康管理や生活上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員・・・・ご契約者の機能訓練を看護職員が担当します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第4条・第5条参照)

〈 サービスの概要 〉

① 食事(但し、費用は別途いただきます)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

朝食	昼食	夕食
7:30～8:30	11:40～12:40	17:30～18:30

② 滞在(但し、費用は別途いただきます)

- ・滞りされるに当たり、施設及び設備をご利用いただきます。

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。

④ 排せつ

- ・排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための日常生活動作訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈 サービス利用料金(1日あたり) 〉

〈別紙1〉の【利用料金のご案内】によって、ご契約者の要介護度及び多床室(相部屋)、個室利用に応じたサービス利用料金(自己負担額)と食事、居室に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及び多床室・個室利用に応じて異なります)

☆ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻

されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が介護保険料に滞納等がある場合には、自己負担額については〈別紙1〉の料金表に記載されている金額と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(i) く サービスの概要と利用料金 く

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合、その超過分はサービス利用料金の全額（自己負担額ではありません）のお支払いが必要となります。

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費をいただきます。

④ 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域（古座川町・串本町・那智勝浦町・太地町）以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記の料金をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から 10k m未満の場合 1, 0 0 0 円

通常の事業の実施地域を越えた地点から 10k m以上の場合 3k mごとに 3 0 0 円の追加となります。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、送迎費用を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金、費用は次のとおりお支払い下さい。

1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までにお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み

紀陽銀行 古座支店 普通預金 169351
社会福祉法人 高瀬会
理事長 切 士 桂

尚、振り込みの場合は、振り込み手数料が必要です。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の2日前までに事業所に申し出て下さい。

○利用予定日の2日前までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の自己負担相当額の50%
利用予定日の当日までに申し出がなかった場合	当日の自己負担相当額

○介護保険給付の対象となるサービス及び食費・滞在費の取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。)

① 社会福祉法人の診療所

医療機関の名称	たかせ会記念診療所
所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353
診療科	内科・外科・循環器科・婦人科・消化器科・胃腸科

②協力医療機関

医療機関の名称	那智勝浦町立温泉病院
所在地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満483-1
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻科・小児科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	奥根歯科医院 奥根 啓靖
所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高池63-4

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第22条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい） |
|---|

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②事業所の運営規程の変更に同意できない場合③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません） |
|---|

- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更され同意できない場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が個人情報の守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者又は身元引受人（連帯保証人）が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者又は身元引受人（連帯保証人）による、サービス利用料金の支払いが、正当な理由なく積算して3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者又は身元引受人（連帯保証人）が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者又は身元引受人（連帯保証人）の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3)契約の一部が解約又は解除された場合(契約書第22条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4)契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条

に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、それを5年間保管します
ご契約者もしくはご家族等がその作成した個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません、但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体的拘束等を行う場合があります
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、すみやかに、たかせ会記念診療所の医師、利用者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます
- ⑦事業者、サービス従事者及び職員はサービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する個人情報を正当な理由がなく、第三者に故意又は過失により開示、提供又は漏えいしたり、自ら使用しません（個人情報の守秘義務）

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込の制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

☆衣類・下着・靴下・パジャマ類・トレーナー類・靴・洗面用具・タオル類・ゴミ箱等
(その他必要に応じてご相談いたします)

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条、第14条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 身体拘束について(契約書第11条参照)

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、ご契約者またはご家族等に必要な情報を提供し、説明を行い、その内容に同意をいただいた上で、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 緊急時の対応方法について(契約書第11条参照)

サービス提供中において、ご契約者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

11. 災害、非常時への対応について(契約書第11条参照)

防災管理者を選任するとともに、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を常に良好に保ちます。また、防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。

12. 事故発生時の対応について(契約書第11条参照)

ご契約者へのサービス提供時に、事故が発生した場合には、すみやかに、関係市町村、ご契約者の家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、介護事故報告書に事故等に際して採った処理等を記録します。

13. 損害賠償について(契約書第15条、第16条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。個人情報守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を見極めて相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(実施の有無 : 無)

15. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名]	生活相談員	濱 智宏	電話番号	0735-72-0611
	受付日時	毎週月曜日～金曜日		8:30～17:30

○第三者委員	小谷 一郎	電話番号	0735-58-1262
	濱 雅文	電話番号	0735-58-0899

行政機関その他苦情受付機関

○和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平2丁目1-2 (和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073(435)5527 FAX番号 073(435)5584 受付時間 9:00~17:30 (月~金)
○和歌山県国民健康保険 団体連合会介護サービス苦 情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22 日赤会館内 電話番号 073(427)4662 FAX番号 073(427)4664 受付時間 9:00~17:00 (月~金)
○古座川町役場 健康福祉課	所在地 東牟婁郡古座川町川口254-1 電話番号 0735(67)7112 FAX番号 0735(72)0172 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○串本町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 電話番号 0735(62)0562 FAX番号 0735(67)7028 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○那智勝浦町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1 電話番号 0735(29)7039 FAX番号 0735(52)8635 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○太地町役場 住民福祉課	所在地 東牟婁郡太地町太地3767-1 電話番号 0735(59)2335 FAX番号 0735(59)2801 受付時間 9:00~17:15 (月~金)

以上

16. 重要事項の説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して本書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
	法人名	社会福祉法人 高瀬会
	代表者氏名	理事長 切土 桂 ⑩
	事業所名	在宅複合型施設グリーンヴィレッジ古座川 短期入所生活介護
	説明者氏名	⑩

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、これを受領しました。

利用者	住所	
	氏名	⑩
身元引受人（連帯保証人）	住所	
	氏名	⑩